

明日香村立学校の教職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

明日香村教育委員会

## 目 次

1. 計画の趣旨・現状 . . . . . 2
2. 目標 . . . . . 3
3. 計画の期間 . . . . . 3
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 . . . . 3
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて . . . 6

## 1. 計画の趣旨、現状

### (1) 計画の趣旨

本計画は、地方公務員法、教育職員の給与等に関する特別措置法、及び文部科学大臣が定める指針に基づき策定するものです。

教職員が心身ともに健康で、自ら学び続ける時間を確保し、その専門性を最大限に発揮して生き活きと教育活動に邁進できる環境を整備することにより、「働きやすさ」と「働きがい」の両立を推進します。これにより、学習指導要領の理念を具現化し、質の高い教育の提供を目指すものです。

第3期明日香村教育大綱が掲げる「夢と志をもって生涯にわたって輝く人づくり」の実現には、教職員が誇りとやりがいをもって職務に専念できる環境の整備が不可欠です。

本計画が推進する「働き方改革」は、単なる労働時間の削減に留まらず、教職員が限られた時間の中で最大の成果を出す意識を醸成することに主眼を置いています。具体的には、業務の「精選」と「効率化」を徹底することで、本来担うべき指導業務に注力できる時間を創出します。

明日香村教育委員会は、本計画を学校と緊密に連携して推進し、保護者・地域の理解と協力を得ながら、教職員のウェルビーイング（幸福）を確保します。明日香村の未来を担う子どもたちの豊かな学びと成長を実現するため、取組状況や課題を継続的に検証し、実効性の高い働き方改革を推進してまいります。

### (2) 本村の現状

○ 本村では、令和3年1月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「明日香村立学校の管理運営に関する規則第36条」（以下「規則」という）を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

○ こうした取組の結果、本村における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

#### 【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月34.0時間	28.2%	0.0%
中学校	月41.2時間	42.2%	10.0%

## 2. 目標

○ 本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

- ア 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする
- イ 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする
- ウ 1年間における時間外在校等時間の平均時間を年360時間程度にする

### (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ア 年間の年次有給休暇の平均取得日数を10日以上にする
- イ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%まで減少させる
- ウ ストレスチェックにおける健康リスクの値を65以下とする
- エ ストレスチェックにおける働きがいなどに関する質問項目への肯定的な回答の割合50%にする

## 3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度

## 4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

### (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

#### ア 学校以外が担うべき業務

- ①登下校時の通学路における日常的な見守り活動
  - ・保護者・地域住民・関係団体による通学路の見守り活動を支援・推進し、地域全体で児童生徒の安全を確保する体制を構築する。
- ②放課後から夜間等における校外の見回り、および補導時の対応
  - ・放課後や夜間の地域行事等における巡視や見守り活動は、警察や地域社会が主体となって担うべき業務であることを基本とします。学校による自主的な見回りは原則として実施しません。特別な事情により教職員が参加する場合であっても、地域との役割分担を明確化した上で、時間や頻度を限定するなど、無理のない範囲での協力を留めることとします。学校が過度に関与することのないよう、

地域社会全体で子どもを見守る体制を構築します。

- ・児童生徒が補導された際の対応は、第一義的には保護者が責任を負うべきものであるとの認識を、学校警察連絡協議会等の場を通じて関係者間で共有します。児童生徒の安全確保や非行防止を目的として学校と警察は密に連携し、情報は後日警察から学校へ提供される仕組みを基本とします。勤務時間外に発生した事案については、原則として翌日以降に対応するものとし、夜間の緊急呼び出し等に学校として対応することは控えます。ただし、特別な事情がある場合には、管理職を中心として各学校の判断により、組織として対応の可否を検討します。

### ③学校徴収金の徴収・管理

- ・給食センター方式による学校給食費等の学校徴収金について、公会計制度に基づき、適切かつ透明性の高い歳入歳出予算の執行を継続する。学校事務職員は、予算執行の進捗管理および執行状況の精査を担い、校内における会計事務の適正性を担保する。これにより、学校全体の財務管理の透明性を高め、公金を取り扱う組織としての信頼性を維持する。

- ・銀行引き落としによる徴収体制を維持しつつ、給食センターと学校間の情報共有を円滑化することで、入金確認や異動に伴う事務手続きの精査・迅速化を図る。学校事務職員は、学籍異動（転出入・長期欠席等）に伴う徴収停止・再開などの情報を集約し、給食センターへ迅速にフィードバックする「情報の結節点」としての役割を担う。ICT等の活用により、情報の伝達漏れや二重事務を排除し、正確かつ迅速なデータ更新体制を確立する。

- ・公会計化により教職員から切り離された徴収・督促事務について、教育委員会（給食センター）が主体となり一括管理を行うことで、教職員が教育活動に専念できる環境を維持する。学校事務職員は、担任が金銭管理や未納者への督促業務に直接関与しない体制を校内で徹底し、教職員の精神的負荷の軽減と長時間労働の抑制（健康確保措置）を図る。

- ・法的根拠に基づいた適正な債権管理（未納対策）を推進する。学校事務職員は、未納の背景にある家庭状況（経済的困窮等）を的確に捉え、就学援助制度の活用を促すなど、福祉的視点を持った相談支援を行う。教育委員会と緊密に連携し、学校現場の状況を適切に共有することで、法的措置を含めた組織的かつ適正な未納対策を推進する。

### ④地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

- ・地域学校協働活動の実施および、児童生徒の地域行事参加に伴う連絡調整は、地域学校協働活動推進員等が中心となって行う。

- ・推進員と学校との連携にあたっては、教頭等の特定の職に負担が集中しないよう、教職員間での適切な役割分担や窓口の整理を行う。

### ⑤保護者等からの過剰な苦情・不当な要求等への対応

- ・学校のみでは対応困難な事案に対処するため、首長部局と連携した外部相談窓口を設置する。
- ・弁護士等の専門家を活用できる環境を整備し、教育委員会等の行政機関が主体となって対応する体制を構築することで、学校の心理的・組織的負担を軽減する。

## イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

### ⑥調査・統計等への回答

- ・校務支援システムの機能等を活用し、村から学校へ発出される調査回答に係る事務負担を軽減する。

### ⑦学校プールの民間施設利用

- ・学校プールを廃止（または休止）し、民間事業者の屋内プール等を利用する体制へと移行する。
- ・これにより、清掃や水質・衛生管理といった教職員の重労働を解消し、本来の職務である学習指導に注力できる環境を整備する。
- ・また、天候不良による授業中止や猛暑による熱中症リスクを回避し、計画的な授業実施を可能にすることで、教職員の負担軽減と教育活動の質の向上を推進する。

### ⑧体育館等の施設・設備の管理

- ・体育館の地域開放施設における管理業務の事務手続きは、教育委員会が主体となって実施する。

### ⑨学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理

- ・当該業務を学校に行う場合は、事務職員等が積極的に参画する。また、必要に応じてICT支援員を活用し、教員の負担を抑える。

### ⑩ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

- ・教育委員会と連携を図り、事務職員およびICT支援員が中心となって行う。また、学校の実情に応じ、民間事業者への委託を検討する。

### ⑪校舎の開錠・施錠

- ・機械警備システムの運用とICカードキーによる入退館管理を徹底し、デジタル技術を活用した校務の効率化を図る。これにより、物理的な鍵の受け渡しや管理業務を省力化するとともに、職員間での役割分担を再構築する。

特定の教職員に開錠・施錠の責任や負担が集中する体制を解消し、誰もが安全かつ円滑に校務に従事できる環境を整備する。

### ⑫児童生徒の休み時間における安全への配慮

- ・時間帯に応じた安全点検等の措置をあらかじめ講じた上で、学級担任のみが対応するのではなく、全職員による輪番制の導入等により負担軽減を促進する。

### ⑬校内清掃

・日常的に行う教室等の清掃においては、教職員は児童生徒への指導を中心的に担うものとし、清掃の回数や範囲を合理化するほか、輪番制を導入するなどの工夫により、特定の教員に負担が集中しないよう配慮します。

また、専門性や身体的負担を伴う定期的な清掃活動（ワックスがけ、窓ガラスの清掃、エアコンフィルターの掃除、除草、落ち葉拾いなど）については、支援スタッフや校務員等を効果的に活用することで、教職員の業務負担を軽減し、教育活動に注力できる体制を整えます。

### ⑭部活動改革と連動した負担軽減

・令和8年度からの「改革実行期間」において、部活動指導に伴う負担を構造的に解消します。

・地域連携・地域展開を加速させ、休日の指導・引率を地域クラブ等へ段階的に移行することで、教職員の確実な休息日を確保します。

・顧問就任や指導の継続について、本人の意向を尊重する体制を整備します。

## ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

### ⑮ 授業準備、学習評価や成績処理

・授業準備や採点作業等を補助する「教員業務支援員」を小学校・中学校へ重点的に配置し、教員が教材研究に専念できる体制を構築する。

・校務支援システムの高度な機能や自動採点ソフト、生成AI等の技術を積極的に活用し、採点・成績処理および関連する事務負担の抜本的な軽減を図る。

### ⑯ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

・児童生徒が抱える課題に応じ、養護教諭、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）、特別支援員、医療・福祉専門人材、日本語指導員等との連携を強化する。

・教師が一人で抱え込まず、これら専門人材と「チーム学校」として協働できる環境を整備する。

・特に不登校児童生徒への対応については、相談員等による専門的なアウトリーチや効果的な支援策を検討し、担任教師への心理的・物理的負担を軽減する。

## (2) 学校における措置の推進

### ア 授業時数の適正化

各学校の教育課程における年間および週当たりの総授業時数は、年度当初の計画

段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小学校第4学年以上の場合は年間1,086単位時間以上）編成されている場合は、指導体制に見合うものとなるよう見直しを図る。

イ 日課表の工夫と活動の見直し

当初の狙いが形骸化し、十分な効果が見込めない活動等の廃止・縮小、清掃の時間や頻度の見直し、放課後活動の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

ウ 校務のデジタル化と効率化

デジタル技術を活用し、職員間の情報共有やサービス管理などの校務を効率化する。「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を、令和11年度までに60%以上とする。

エ 電話対応体制の整備

勤務時間外における留守番電話機能および通話録音機能を、令和〇年度中に全小・中学校へ設置する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

ア 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。

イ 終業から始業までに11時間を目安とする勤務間インターバル（休息时间）の確保に取り組む。

ウ 50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。

エ 心身の健康問題についての相談窓口を設置。

オ 年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。

カ 令和8年度中に、学校における定時退校日を月4回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に5日間の一斉閉校期間の設定を行う。

キ 早出遅出勤務、テレワークが可能な環境整備を図り、テレワークについて令和8年度中に検討し、実施をめざす。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

(1) 取組の状況把握と公表

取組の着実な実行を図るため、村内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握する。毎年度、明日香村公式ホームページで公表するとともに、定例教育委員会および総合教育会議において報告を行う。

(2) 専門人材の確保に向けた連携

学校での児童生徒等の支援にあたる医療・福祉分野の人材確保にあたり、関係部局および関係機関と密に連携して取り組む。

(3) 目標の達成状況の把握

時間外在校等時間に関する目標の達成状況については、村で導入している出退勤管理システムにより把握する。その他の目標については、ストレスチェックの結果等を活用し、その状況を把握する。

(4) 学校への指導・支援の実施

教育委員会において各学校の状況を確認し、本計画に照らして課題が見られる場合は、当該学校に対して聞き取りや指導を実施する。特に、長時間労働が常態化している教育職員がいる学校や、業務の持ち帰り・休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、年度内での速やかな状況改善を目指し、個別の支援・指導を強化する。

(5) 周知とマネジメント支援

各学校における働き方改革を推進するため、あらゆる機会を通じて本計画の周知を図るとともに、管理職向けのマネジメント研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとする管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会での協議内容等も踏まえ、本計画に基づく取組を推進する。

(6) 保護者・地域住民の理解促進

保護者や地域の理解を促進するため、村長部局と連携し、自治会等に対して「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容を周知する。あわせて、具体的な項目について協力が得られるよう啓発に取り組む。